

手続き等について

1 特定施設新築等の届出(条例第18条、規則第6条)

特定施設の新築等（新築、新設、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替えまたは用途の変更）をしようとするときは、あらかじめ届け出なければなりません。

この届出は、規則により、「当該特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前まで」に行うことになっています。

また、届出内容を変更しようとする場合にも、新たに変更の内容の届出が必要です。

2 指導・助言(条例第19条)

届出内容が整備基準に適合していない場合には、指導・助言を行います。

3 工事完了の届出(条例第20条、規則第10条)

1の工事が完了したときは、工事完了届を速やかに提出しなければなりません

4 適合証の請求・交付(条例第16条、21条)

事業者は、公益的施設が整備基準に適合しているときは、適合証の交付を請求することができます。（公益的施設ですので、特定施設とならない小規模施設や既存施設についても請求することができます。）

ただし、3の工事完了届を提出する場合には、完了検査の結果、整備基準に適合していれば、適合証を交付しますので、新たに請求をする必要はありません。

届出、指導、助言、適合証請求窓口一覧

区 分	施設の所在する市町	届 出 窓 口 (新築等届出・工事完了届出)	指導・助言窓口 適合証請求窓口
建築物	福井市	福井市役所 福祉部	障がい福祉課
	永平寺町	福井土木事務所	福井健康福祉センター
	大野市、勝山市	奥越土木事務所	奥越健康福祉センター
	あわら市、坂井市	三国土木事務所	坂井健康福祉センター
	越前市、池田町、南越前町	丹南土木事務所	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部福祉課
	鯖江市、越前町	丹南土木事務所鯖江丹生土木部	丹南健康福祉センター福祉課
	敦賀市、美浜町、若狭町 (旧三方町分)	敦賀土木事務所	二州健康福祉センター
	小浜市、高浜町、おおい町 若狭町 (旧上中町分)	小浜土木事務所	若狭健康福祉センター
道 路	全市町	福井県健康福祉部 障がい福祉課	
公園等			
建築物以外の施設			